

宮城学院女子大学附属生活環境科学研究所規程

(目的)

第1条 宮城学院女子大学（以下「本学」という。）は、本学における生活環境科学に関する研究を推進し、生活環境科学の進歩、および教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的として宮城学院女子大学附属生活環境科学研究所（以下「本研究所」という。）を設置する。

(研究員)

第2条 本研究所は研究員ならびに客員研究員によって構成される。

2. 研究員は、別に定める申請を行った本学専任教員、契約教員、および客員教授について第3条に定める研究所長が委嘱する。

3. 客員研究員は、学外の大学等の研究・教育機関に所属する研究者について、本研究所構成員の推薦により、第3条に定める研究所長が第4条に定める生活環境科学研究所会議（以下「研究所会議」という。）に諮り、本学教授会の承認を経て委嘱する。

(研究所役員)

第3条 本研究所に次の研究役員をおく。

一、研究所長 1名

二、主任 1名

2. 研究所長は研究員である本学専任教員の中から研究所会議の推薦に基づいて、本学教授会の承認を経て学長が委嘱する。

3. 主任は研究員である本学専任教員の中から研究所会議の推薦に基づいて研究所長が委嘱する。

4. 研究所長、主任の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(研究所の会議)

第4条 本研究所には、研究所長、主任、研究員から構成される「研究所会議」を設置する。

2. 研究所会議においては以下の事項について審議する。

一、研究所の活動と運営に係る事項

二、研究所の役員の選出に係る事項

三、客員研究員の委嘱に係る事項

四、その他研究所の業務に係る事項

3. 研究所長は、研究所の運営について研究所会議に諮問することができる。

(研究所員の募集)

第5条 研究所長は、新たに研究所員となる者について毎年度当初に募集を行う。

(研究所の事業)

第6条 本研究所は、設置の目的を達成するために、次の事業を行う。

一、共同研究の実施

二、研究会の開催

三、公開講演会などの公開事業の実施

四、「生活環境科学研究所報告」の発行

五、その他の研究活動

(庶務・会計)

第7条 本研究所の運営に係る庶務および会計は、主任がこれを担当する。

2. 本研究所の会計報告は、研究所会議の承認を経て本学教授会に報告されるものとする。

(運営事務担当副手)

第8条 本研究所は研究所の運営事務を担当する副手を1名おく。

(改 廃)

第9条 本規定の改廃は、研究所会議の議を経て本学教授会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2000年4月から施行する。

2. 本規程の施行に伴い、「宮城学院女子大学および宮城学院女子短期大学附属生活科学研究所規約」を廃止する。